

松山市新庁舎整備検討審議会でのWeb会議環境利用による会議開催要領  
(趣旨)

第1条 この要領は、松山市新庁舎整備検討審議会において、Web会議環境（インターネット等を通じて映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる環境をいう。以下同じ。）を利用する場合の開催方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(Web会議環境の利用による出席)

第2条 会長が必要と認めるときは、委員は、Web会議環境を利用して会議に出席することができるものとし、当該出席は、松山市新庁舎整備検討審議会条例施行規則（令和4年規則第17号。以下「規則」という。）第3条第2項に規定する出席に含めるものとする。

2 前項の規定により出席する場合において、Web会議環境による映像の送受信ができなくなったとしても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見交換を委員相互で行うことができるときは、出席に含めるものとし、映像のみならず音声が送受信できなくなったときは、当該Web会議環境を利用する委員は、音声が送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

3 前項の規定により、会長及び副会長が共に退席したものとみなされたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(Web会議環境の利用環境)

第3条 Web会議環境を利用する委員は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

2 Web会議環境を利用する委員は、当該環境に接続する機器について、一の会議を通じて適正に映像及び音声を送受信するために必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(Web会議環境を利用した会議の記録)

第4条 管財課は、Web会議環境を利用した会議の映像及び音声を記録し、第2条第2項の規定により退席したものとみなされた委員から要望があれば、当該会議終了後速やかに当該記録を提供するものとする。

(準用)

第5条 第2条第1項及び第3条の規定は、松山市新庁舎整備検討審議会条例（令和4年条例第4号）第7条の規定により出席を求めた関係者について準用する。この場合にお

いて、第2条第1項中「委員」とあるのは「松山市新庁舎整備検討審議会条例（令和4年条例第4号）第7条の規定により出席を求めた関係者（以下「関係者」という。）」と、「できるものとし、当該出席は、松山市新庁舎整備検討審議会条例施行規則（令和4年規則第17号）第3条第2項に規定する出席に含めるものとする」は「できる」と、第3条中「委員」とあるのは「関係者」と読み替えるものとする。

#### 付 則

この要領は、審議会の決定の日から施行する。